

1 事業の概況

新宿区内の宿泊所、簡易宿泊及びこれに準じる施設等（以下「宿泊所等」という。）で生活する生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（以下「宿泊所等入所者」という。）が、地域社会で安定した自立生活を送ることを目的に当事業を開始した。平成29年度は、新規利用者受入れに向けて福祉事務所との関係を構築すると共に、さまざまな課題を抱えた対象者の依頼を積極的に引き受けた。平成30年度も、上記の実績を踏まえ、当事業が支援対象とする内容を整理し、福祉事務所と連携して安定した事業の運営を行う。

2 主要目標と取組

- (1) 宿泊所等に生活する宿泊所等入所者に対し、訪問、面談、電話による「相談援助」と必要な各種手続きの「同行援助」を実施
- (2) 丁寧なアセスメントと支援計画書に基づいた支援の実施
- (3) 福祉事務所や新宿区地域生活安定促進事業、新宿区近辺の更生施設との連携を強化
- (4) 本事業の安定的な運営と受託の継続
- (5) 年間数値目標

	30年度目標	29年度目標	29年度実績(見込)
利用者数	70人	新規	60人
来所・電話等 相談数	1,000回	1,200回	1,000回
訪問・同行数	1,000回	360回	1,000回

3 管理運営

- (1) 福祉事務所と支援対象者、事業担当者の三者で計画した支援の実施
  - ① 丁寧なアセスメントを実施するため、初回の三者での打合わせを重視する。
  - ② 支援対象者の希望に寄り添うことを意識した支援計画書を作成する。
  - ③ 月1回以上の訪問等による、生活状況の把握及び生活支援を行う。
  - ④ 支援対象者の課題解決に向けて、関係機関への同行援助を行う。
  - ⑤ 担当ケースワーカーへ随時、支援状況を報告し、支援方針の提案を行う。
  - ⑥ 担当ケースワーカーとの支援計画の見直しを行う(状況変化時・又は6か月ごと)。
- (2) 新宿区地域生活安定促進事業や更生施設との連携を強化
  - ① アパート転宅を目指す対象者は、新宿区地域生活安定促進事業へ円滑に移行する。
  - ② 生活指導が必要な支援対象者は、更生施設入所や保護施設通所事業の利用提案を行う。
- (3) 相談援助記録の作成
  - ① 相談記録は速やかに記録を行い、事業内で情報を共有する。
  - ② 支援終了時、報告書を作成し、ケースワーカーへ提出する。
- (4) 行動予定の透明化
  - ① 行動予定表を活用し、スケジュール管理を徹底する。
  - ② 相談内容等の情報を共有し、担当者不在でも迅速な対応を実施する。

4 その他

- (1) 福祉事務所等との連携及び業務実施状況の報告
  - ① 福祉事務所の事業担当職員との定期ミーティングを月に2回実施し、会議録を作成、福祉事務所担当部署内にも回覧する。当事業の方向性を福祉事務所と構築する。
  - ② 業務の実施状況については、遅滞なく福祉事務所に報告する。
- (2) 個人情報保護の徹底及び危機管理
  - ① 支援対象者に関する個人情報保護管理を徹底する。
  - ② 事件、事故の際は、福祉事務所・関係機関・法人本部等と連携し、迅速に対応する。
- (3) ブロック施設との連携強化
  - ① ブロック施設と定期的な交流を行い、法人内の情報を共有する。